

資産形成のひとつとして、農業者年金を活用しませんか

農業者年金は従来の国民年金のシステムとは全く異なり、自分の老後の年金を自ら積み立て、運用して将来受け取る仕組みの年金で、掛金の全額が社会保険料控除の対象となり節税効果も期待できます。

また、若い年代で一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助を受けることができ、少ない保険料から加入することも可能です。

農業委員会においては個人に合わせた年金シミュレーションも作成いたしますので、お気軽にお問合せ下さい。

農業者年金で
未来の自分へ安心を
積み立てませんか？
少子高齢化に強い
積立方式・確定拠出型年金です。

- ① 年間60日以上農業従事
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 60歳未満

以上を満たせばどなたでも加入できます。農地権利等の条件はありません！



農業者年金とiDeCo(個人型確定拠出年金)の比較

	農業者年金	iDeCo
掛金	2万～6万7千円 ※毎月変更可能 (35歳以下で一定の要件を満たす人は1万円から可能)	5千～6万8千円(国民年金基金と合算して) ※年1回変更可能
税制優遇	全額社会保険料控除 ※生計を一とする配偶者などの保険料も控除対象	全額小規模共済等掛金控除 ※加入者本人の保険料のみ対象
運用	農業者年金基金(ポートフォリオは固定)	本人(ポートフォリオは自由)
元本割れの措置	マイナス分を補填するための危険準備金制度あり	無し
年金給付	終身年金(一時金受給不可)	ほぼ有期年金(一時金受給も可)
死亡(遺族)一時金	非課税	みなし相続財産として相続税課税
運用管理費用	無し	あり
これまでの運用利回り	3.05%(平成14年の制度発足以降の平均)	ポートフォリオによる
任意脱退	できる	できない(農業者年金に加入する際は脱退)

Point

その年の所得に合わせて農業者年金の掛け金を変更することで、社会保険料控除のメリットを最大限活かすことができます。既加入者の方でも随時農業者年金の掛け金を変更することができますので、お気軽に農業委員会にご相談ください。

〈編集後記〉

農業委員に任命されてもうすぐ2年が経過します。私自身、畜産業を営んでおり、農業委員の職務をする中で農業という仕事の奥深さを考えさせられております。それにともない、農業の厳しさを痛感しています。農業の担い手不足と高齢化の問題は、長い間指摘され続け、さまざまな政策を行われてきたにもかかわらず未だ改善が見られません。耕作放棄地や荒廃農地の増加も、長い間認知されながらも改善できない深刻な問題です。さらに追い打ちをかけるように、ウクライナ侵攻が始まってからの肥料や飼料の高騰。そんな中でも毎年コンスタントに意欲のある新規参入者が現れ、自分の作物に自信を持って売り出し、成功を収める農家もたくさんいます。

農業は本来、自由でやりがいや喜びに満ちた職業です。ピンチをチャンスと捉え問題解決に取り組みましょう。農業委員として少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと思います。

(林 忠助)

●編集委員

上野 耕正・林 忠助・二村 昭司・熊崎 徹・井戸 克彦



農家の経営と暮らしに役立つ
週刊の農業総合専門誌です。
農業の時事問題解説に力を入れ、
事例が豊富です！

農業者の視点でお届けします

週刊《金曜日発行》 月700円

お申込みは農業委員会まで



1 委員 1 事例活動に取り組んでいます！

下呂市農業委員会では、「1 委員 1 事例活動」として、任期満了となる令和7年9月までに各地域の課題解決に向けて取り組んでいます。

この活動のうち2つの取組については、今年度既に実施され、いずれも子どもに食農教育を行う取組となりました。

夏休み子ども食堂&農業クイズ

下呂市社会福祉協議会が主催する「夏休み子ども食堂」開催にあたり、農業委員会から食材の提供を呼びかけました。物価の高騰により子ども食堂の運営が厳しいなか、多くの方からご協力を賜り、本当にありがとうございました。

また、委員自らも米や野菜などの提供を行ったほか、当日は農業クイズを行いました。

クイズは全部で7問。特産品や農地の面積の問題のほか、地域の担い手の数や、最新の農業機械など様々なジャンルから出題しました。

地域の農業について理解を深めることで、子どもたちに農業を身近に感じ、またその大切さを学んでいただけるよい機会となりました。



田んぼどろんこSUP(サップ)

金山地区の委員6人が企画し、金山町田島にある「樹々庵」をお借りして、田んぼでSUPの体験を行いました。SUPのほかにもどろんこ遊びや梅干しづくり体験など、様々な企画を盛り込みました。

はじめは田んぼに入ることも恐る恐るだった子ども、最後には自ら飛び込んで遊んでおり、青空に響き渡る子どもの声に、「こんなに子どもおったんやなあ」と、にぎやかさを喜ぶ声もありました。途中、地元の農家からの差し入れもあり、子どもたちは大変喜んでいる様子でした。



地元で楽しい思い出をたくさん作り、地域への愛着を深めていくことが、将来にわたって地域を守ることへとつながっていきます。これからも農業委員会として様々なアプローチで地域を守っていきたいと考えます。

食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されます

「農業の憲法」とも呼ばれる改正食料・農業・農村基本法が1999年の施行から四半世紀を経て、5月29日に成立しました。

世界人口の増加や気候変動・地球温暖化等による世界的な食料争奪の激化、環境と調和のとれた農業生産の確立、小売・スーパーの撤退に伴う食料アクセス問題等、食料安定供給リスクが顕在化していることから、

国民に食料を安定的に供給し続けられるような環境整備

食料安全保障の強化に向けた対応

を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上と健全な発展を図ることを目的として改正されました。

具体的な施策として、食料安全保障の強化に向け、国内の人口減少に伴い市場縮小が避けられないことから海外市場も視野に入れることや、「安さ」以外の価値観を消費者・事業者等の理解を得て共有し、適正な価格形成を実現していくことなどが位置付けられました。

下呂市においては既に適正な価格形成の在り方に着目し、手間のかかる有機栽培等の価値を理解してほしいという思いから、市内各所で「GERO GREEN PROJECT」と銘打って有機野菜等の販売を計画しています。国民所得がなかなか上がらないなかではありますが、安心安全な地元食材を継続的に提供できるよう、適正価格の形成について日々模索しています。



食料・農業・農村基本法改正のポイント

- 国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に
- 食料の安定供給に加え、平時・不測時における食料安全保障
- 消費者を含む関係者の理解を得た適正価格の形成
- 環境と調和のとれた食料システム（環境負荷低減）
- 国内消費減少をカバーする輸出強化を視野に、「日本ブランド」を保護・活用し、付加価値を向上
- スマート技術を活用した生産性の向上と、スマート技術サービス事業体の促進
- 人口減少下における農村の地域コミュニティの維持を明確化



下呂市功労者表彰

5月26日に行われた市政20周年記念式典において、金森茂俊委員と嶋田浩委員が功労者表彰を受賞されました。

金森委員は畜産業を営みながら、平成19年より農業委員、平成22年より現在に至るまで農業委員会会長を歴任され、長きにわたり下呂市の農業の発展に寄与されました。

嶋田委員は稲作を行いながら、金森委員と同じく平成19年より現在に至るまで農業委員を務められており、新規就農者の農地確保等に尽力するなど地域の農業の発展に向けて公私ともに精力的に活動されています。

このたびは誠におめでとうございます。



金森 茂俊 委員



嶋田 浩 委員

この度の市制20周年記念において功労者表彰を受賞することが出来た事は、一重に多くの先輩の方々、又同志皆様の温かいご指導があった事によるものと思っております。

今後、下呂市農業委員会が益々発展される事を願って御礼の言葉とさせていただきます。

この度市制20周年に、功労賞をいただき心より感謝申し上げます。ひとえに地域皆様の理解ご協力、また行政のご指導のおかげで、長きにわたり下呂市農業振興に携わる事が出来ました事感謝申し上げます。

農地パトロールを行います

農業委員会では、毎年秋に農地法第30条に基づき農地の利用状況調査（農地パトロール）を行っています。

農地パトロールの主な目的は、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見です。

耕作を放棄した農地は獣のすみかとなったり、病害虫の発生や交通事故の原因にもなり、近隣の農地や周辺住民に大変な迷惑がかかってしまいます。農地をお持ちの方は、よりよい耕作・生活環境を保つために定期的な草刈りなどで農地の適正な管理をお願いします。

なお、現地確認のため、腕章をつけた委員が皆様の農地に立ち入る場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

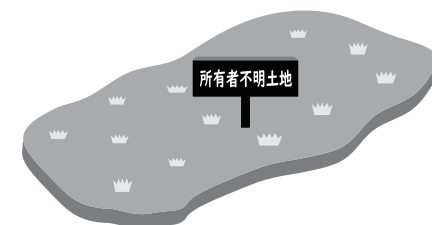


所有者不明土地に利用権をつけることができます

長年にわたり相続登記がされていないことなどの理由により所有者が不明であったり、所有者は判明していてもその所在が不明で連絡がつかない農地（これらを所有者不明土地と呼ぶ）に対し、農地の利用権を設定することが可能です。

所有者不明土地となったことで管理が行き届かなくなると、周辺の農地に悪影響を及ぼすなど、様々な問題が発生します。このような土地について耕作を希望する方がいれば、農業委員会にご相談いただければ所有者の探索を行います。また、探索の結果所有者が判明しない場合においては岐阜県知事の裁定・認可を経て最長40年の利用権を設定することができます。

お困りの農地がありましたらお気軽にお問い合わせください。



資材置場・青空駐車場等に対する農地転用の許可条件が変わります

建築物などを伴わない資材置場・駐車場においては、内容により一時転用・恒久転用のどちらが適当か判断する必要があります。また、判断の結果恒久転用となった資材置場・駐車場については、農地転用の許可条件に「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を農業委員会に報告すること。」という条件が付されます。ただし、申請の内容によっては報告の対象外となりますので、資材置場・駐車場への農地転用をご検討の際には、事前に農業委員会へお問い合わせください。

